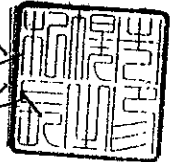


札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年5月 30 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第42号

札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第1号中「場合、」を「場合、留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に、「第2条の規定による監置の裁判の執行のため」を「第2条第2項の規定により」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。